

第四号書式〔第 21 条〕

表 面

第	号	年	月	日 発行
官 職 氏 名				
会計法（昭和 22 年法律第 35 号）				
第 46 条の規定に基づく 監査証票				
財務大臣				
財務局長				
又は福岡財務支局長				
印				

裏 面

会計法（抄）

**第 46 条** 財務大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各庁に対して、収支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について実地監査を行い、又は必要に応じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

財務大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各庁の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者（補助金の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

---

この監査証票の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日までとする。

備 考

- (1) 用紙は厚質青紙とし、寸法は日本産業規格 B 列 8 とする。
- (2) この監査証票は、財務本省所属の職員に係るものにあつては財務大臣が、財務局所属の職員に係るものにあつては財務局長が、福岡財務支局所属の職員に係るものにあつては福岡財務支局長が、それぞれ発行するものとする。